

## 地域支援事業に関するQ & A

### 会計処理関係

#### (勘定区分の考え方)

問1 介護保険制度における勘定区分の考え方はどのようになっているのか。

地域支援事業交付金の会計処理について、市町村独自に「地域支援事業勘定」等を設けて処理することは可能か。

(答)

1. 介護保険制度においては、介護保険に関する収入及び支出について、特別会計を設けることとされているが（法第3条）、市町村が保健福祉事業として指定居宅サービス等を行う場合は、特別会計を保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分しなければならないとされている（施行令第1条）。

具体的な款項目節の区分は事務連絡（平成11年10月「介護保険特別会計の款項目節区分について」）で参考例を示しているところであるが、そのうち「款」に相当する項目については施行規則第1条で規定しているところ。

2. 今回の改正において、「地域支援事業費」は保険事業勘定の歳出の「款」の項目とする予定であり（平成17年10月31日全国介護保険担当課長会議資料（80～83ページ）、保険事業勘定の項目として省令に規定されることとなるため、地域支援事業は保険事業勘定で処理をすることになるものである。

### (勘定内の項目の変更)

問2 10月31日全国介護保険担当課長会議資料で介護保険特別会計の款項目節区分が示されたが、「項」「目」「節」について、保険者の判断により、項目の追加や統合を行ってもよいか。  
その際、介護保険事業状況報告での報告項目はどのようになるのか。

(答)

1. 今回お示しした款項目節の区分については、予算編成の参考とするために例を示したものであるため、保険者の判断により、「項」「目」「節」の事項の追加や統合等の変更をしても差し支えない。
2. なお、介護保険事業状況報告では、事務連絡（平成11年10月「介護保険特別会計の款項目節区分について」）で示した「款」及び「項」ごとの区分により報告を求めることとする予定である。

### (市町村直営の地域包括支援センターの会計区分)

問3 市町村が保健福祉事業として指定居宅サービス等を行った場合は、サービス勘定で区分するということであるが、保健福祉事業として行わなかった場合は、どのように会計処理するのか。  
これは、地域包括支援センターを市町村直営で運営し、同センターが指定を受けて実施する指定介護予防支援事業の場合も同様か。

(答)

1. 市町村が保健福祉事業として指定居宅サービス等を実施する場合（第一号保険料を財源とする場合）は、当該事業について「介護サービス事業勘定」において処理することとなるが、保健福祉事業として指定居宅サービス等を実施しない場合は、サービス勘定を設けなければならないものではなく、地方自治法第209条の会計区分の基本原則を踏まえ、一般会計又は特別会計において処理することとなる。
2. この取扱いは、地域包括支援センターが指定を受けて実施する指定介護予防支援事業の場合も同様である。

**(地域支援事業の限度額を超過した場合の会計処理)**

問4 地域支援事業の事業費が法第115条の38第3項の政令で定める範囲(限度額)を超える場合の会計処理はどのように行うのか。

(答)

1. 市町村が限度額を超える事業量が必要と判断した場合には、一般財源又は保健福祉事業として第一号保険料により行われるものであるが(平成17年6月27日全国介護保険担当会議資料「地域包括支援センターQ&A」【地域支援事業関係】問3(60ページ))、その際の会計処理は以下の方法による。
2. 一般財源で行う場合は、一般会計又は介護保険特別会計等の特別会計において経理することとなるが、介護保険特別会計において経理する場合には、法律で定める地域支援事業の範囲を明確にする観点から、地域支援事業交付金の対象となる地域支援事業と一般財源による事業を項目上分けて経理を行う。
3. 保健福祉事業で行う場合は、(款)保健福祉事業費(項)保健福祉事業費により経理を行う。

**(地域包括支援センターの運営の委託)**

問5 地域包括支援センターの運営を委託する場合の会計処理はどのように行うのか。  
包括的支援事業について「委託料」と計上することでよいのか。

(答)

そのような取扱いで差し支えない。

## (利用料)

問6 地域支援事業において利用料を徴収する場合の会計処理はどのようになるのか。

保険事業勘定の歳入の(款)使用料及び手数料等に計上することによいか。

この取扱いは、市町村直営と委託の場合では異なるのか。

(答)

1. 市町村直営か委託かを問わず、そのような取扱いで差し支えない。
2. なお、介護予防事業の実施を委託する場合の利用料と委託費の関係については、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料「地域支援事業交付金に関するQ&A」問5(52ページ)において、「市町村と委託先の契約により、利用料を控除した額を委託費とすることも可能である。」と答えているところであるが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則等を踏まえ、次のように改めることとする。

○全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料(平成17年9月26日)

### 2-2 地域支援事業交付金に関するQ&A

問5 介護予防事業の実施を委託する場合、委託先が利用料を徴収することを前提として、事業に要する費用のうち、利用料を控除した額を委託費として市町村が委託先に支払うことは可能か。

(答)

市町村と委託先の契約により、利用料の徴収を委託することは可能であるが、地方自治法第210条の総計予算主義の原則等から、利用料を直接委託先の歳入とすることを前提に、利用料を控除した額を委託費とすることは適当ではなく、会計上、委託料と利用料をそれぞれ計上することが適当である。

### (支援サービス等諸費の取扱い)

問7 10月31日全国介護保険担当課長会議資料に示された会計区分の歳出において、18年4月のサービス種別の項目を踏まえ、従前はあった(項)支援サービス等諸費がなくなり、(項)介護予防サービス等諸費となっているが、平成18年度の当初は、「支援サービス等諸費」の請求を行う必要があるため、会計上どこに区分することとなるのか。

(答)

旧区分の請求は新区分に対応する区分において請求することとなる。  
なお、新旧対応関係については、追ってお示しする。

### その他

#### (地域支援事業に要する費用の額と利用料の関係)

問8 地域支援事業の実施に当たって利用料を徴収する場合、地域支援事業が法第115条の38第3項の政令で定める限度額の範囲に入れるか否かの判断は、利用料を控除した額で行うのか、あるいは利用料を控除する前の額で行うのか。

この取扱いは、市町村直営の場合と委託の場合では異なるのか。

(答)

1. 市町村直営か委託かを問わず、限度額の範囲に入るか否かの判断は、利用料も含めた地域支援事業に係る費用総額から利用料を除いた額により、判断するものとする。
2. また、法第122条の2等の「介護予防事業に要する費用の額」等についても、同様の考え方である。

### (任意事業の内容)

問9 従前、介護予防・支え合い事業の中で行われていて一般財源化された事業（生きがいサービス事業：100億円）を地域支援事業の任意事業として実施しようと考えているが、交付金の対象となるか。

(答)

1. 一般財源化された「生きがい活動通所支援事業」や「緊急通報体制等整備事業」に係る財源については、執行額に見合うものを既に税源移譲しているものであるため、一般財源の中で適切に行っていただきたい。
2. なお、平成17年9月26日全国介護保険・老人保健事業担当課長会議資料の75ページの地域自立生活支援事業の⑤に例示した事業は、例えば、24時間、電話口に専門的知識を有するオペレーターがいて、利用者からの電話を受け付け、適切なアセスメントに基づいて訪問介護をするような事業が考えられ、単に緊急時の通報体制を整備する「緊急通報体制等整備事業」とは異なるものである。

### (地域包括支援センターの職員)

問10 地域包括支援センターの専門職員のうち、「経験のある看護師」に准看護師は含まれるか。

(答)

経験のある看護師には、准看護師は含まない取扱いとしている。